

## 成育基本法と妊産婦・子育て支援

## 母子健康手帳のさらなる発展に向けた提言

中村安秀\*

## はじめに:22世紀を見据えた母子健康手帳の展開

2020年の簡易生命表によれば、0歳平均余命は、男性81.47歳、女性87.57歳である<sup>1)</sup>。2022年に母子健康手帳(母子手帳)を交付した子どもの過半数は母子手帳を携え22世紀を生きることになる。

もちろん、生涯にわたって母子手帳を大切に保管活用してもらおうという前提のうえでの話である。渡邊の調査によれば、乳幼児健診を受診した母親(平均年齢34.2歳)の87.5%が自分の母子手帳を自分自身あるいは自分の親が保管している<sup>2)</sup>。母子手帳は当初の想定では6歳まで活用するツールであったが、実際には、想定以上に長期間にわたり保管されていることがわかる。

2022年のいま、厚生労働省による母子手帳の改正作業が行われている。本稿では、その動きを見届けながらも、日本で生まれる子どもたちに22世紀に通用する母子手帳を届けるのだという長期的な展望をもち議論を進めたい。

## 過去との対話のなかから未来の姿を描出する

カーは、「歴史とは現在と過去との絶え間ない対話である」と看破した<sup>3)</sup>。第2次世界大戦の敗戦直後に、栄養失調と感染症のなかで母と子のいのちを守るために緊急支援の発想で開発されたのが母子手帳であった。軍国主義のなかで作成された「妊産婦手帳」を換骨奪胎するかたちで、1948年に厚生省告示第26号として「母子手帳」が定められ、世界で初

めて母親と子どもを1冊の手帳で管理するという体制ができた。妊産婦手帳という実践は、世界各国でみられ独自性に乏しいが、母と子という別の人格の健康を1冊の手帳で管理するという発想は、日本の母子保健関係者の独創的な発明であった。

1948年の母子手帳の内容は、妊娠中の経過、産後の母の健康状態、満1歳までの乳児の健康状態、学校へ行くまでの幼児の健康状態、乳幼児発育平均値のグラフなどがあった<sup>4)</sup>。配給欄は1953年には廃止された。1966年に施行された母子保健法により、「母子健康手帳」と改称された。頁数も46ページに加え、医学的記録のほか妊娠・出産・育児情報が充実され、全体に平易で読みやすいものとなり、ほとんど現在にいたるまでの原型が整った<sup>5)</sup>。

その後50年以上が過ぎたが、細かな加筆修正や最新の医学情報の追記などはあったものの、全体の構成は驚くほど変化していない。変わることなくしっかりと引き継いできたものと、時代の変化に対応しきれていない部分を、海外の母子手帳の動向もふまえ検討したい。

## 1. 母子保健に関するオールインワンの情報の宝庫

少子化の時代に、子どもを産み育てようと決意してくれた家庭に届く行政からの最初の贈り物が、母子手帳である。配布時に保健師が立ち会う自治体が増えている。子育て世代支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでいる地域も少なくない。

多くの自治体では母子手帳と同時に、多種多様なパンフレット類が配布されている。いまの育児家庭は、情報であふれている。育児雑誌、テレビ番組、インターネット情報、SNSによる情報。多すぎる育

NAKAMURA Yasuhide

\*公益社団法人日本 WHO 協会

〔〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所5F〕

児情報の海のなかで、初めて子育てをする親は何を選べばよいのか、とまどっている。

そのなかで、最低限の情報を過不足なく集約している母子手帳の意義が見直されている。今後は、妊娠中および出生後に行政から配布される各種のパンフレット類における母子保健情報と、母子手帳との整合性についても十分に整理検討する必要がある。今後の行政の大切な役割は、多くの情報を提供することではなく、信頼できる最低限の情報をていねいに必要とする人々に届けることである。

## 2. 全国版と地方版の共存

現行の母子手帳は、全国共通の省令様式(母子保健法施行規則様式第3号)と、各市町村が地域の実情などに応じて作成することとされている任意記載事項で構成されている。省令様式では、妊産婦自身や医療・保健の担当者が記入する妊産婦や新生児・乳幼児の記録に関する欄の細部までが決められている。一方、任意記載事項については、作成例が40ページ以上にわたり提示されている。

母子保健医療記録に関する部分は省令様式で国全体としての共通性を確保し、育児のしおりなどに関する情報提供は地域の実情に応じて柔軟性をもたせる方式である。地方分権のなかでの統一性をどのように担保するのかという点で、各国のモデルとなるすばらしい方式である。一方、独自の母子手帳を製作する自治体が多く存在するわが国の現状は、地域に母子保健を熟知した保健医療関係者が多く存在することの証しでもある。多くの国では、地方で独自の母子手帳を開発するだけの人材がそろっていないという声をよく聞いた。

現行の母子手帳は学齢期までの使用を前提としているが、子どもの成長発達には、本来は切れ目がないはずである。すでに、愛知県小牧市、茨城県常陸大宮市、沖縄県などでは、学齢期の子どもが使える母子健康手帳が実践されている。

## 3. 母子手帳は誰のものか？

アジアやアフリカの国々に母子手帳を導入するときに、最初に「母子手帳は誰のものか？」という問いかけを受けた。日本では考えたこともなかった問いであった。

母子手帳は誰のものかということは、母子手帳の性格を考えるうえで重要な課題である。途上国では、出生後は、母子手帳は子どものものだと明言している国も少なくない。子どもの視点から見れば、母子手帳は胎児時代からの健康記録であり、自分自身の成育史である。学齢期でも使用できる母子手帳をもつ自治体において、小中学校で受けた予防接種や身体発育の記録を子どもが自分で書き込めば、最高の健康教育教材になる。すでに、高校や大学の授業のなかでは、いのちの大切さを考える教材としても活用されている<sup>6)</sup>。

子どもが成人してからも予防接種データなどを活用することを考慮すれば、母子手帳は最終的には子どものものだという共通理解にたどりつく。その前提で、母子手帳を創り直すことが必要である。小中学校、高校、大学などで健康教材として活用するためには、わかりやすい用語の使用やルビの多用が必要である。また、学校で使う教科書のなかで、母子手帳をきちんと説明することも必要になる。そのうえで、母子手帳を活用した学校保健における実践例の蓄積が望まれる。

## 4. デジタルとアナログの両立

アジアやアフリカの電気が通じない奥地に行っても、人びとがスマートフォンをもっている時代になった。多くの国では、アナログとデジタルを組み合わせ、母子手帳を通じた情報提供を行っている。

タイの最新版の母子手帳は、80ページのすべてがカラー印刷である。保健省によれば、「タイで子どもを産むと決意した女性に贈る冊子に、労力と資金は惜しまない」とのことであった。最後のページにはQRコードがあり、ダウンロードすると動画で妊婦健診や性感染症の予防などの情報が得られる。紙の母子手帳を大切にしながら、スマートフォンに親和性をもつ多くの家族のニーズに合わせた政策である。

パレスチナではJICAと国際連合パレスチナ難民救済事業(UNRWA)の共同プロジェクトとして、パレスチナ難民に対して2008年より母子手帳の運用が始まった。その後、パレスチナ難民の80%以上がスマートフォンを所持しているというデータに

に基づき、2016年には電子母子手帳プロジェクト e-MCH Handbook が始動した。e-MCH Handbook には紙の母子手帳にも記載されている母子保健情報の閲覧機能のみならず、ワクチンや健診の予定の通知や妊婦の週数に合った健康情報の提供など、スマホアプリ特有の機能も導入された。いつ何が起るかわからず、継続的なケアが途切れてしまうリスクが高い難民の妊産婦にとって、母子の健康情報がいつでも復元・参照できるという安心につながる画期的な取り組みである<sup>7)</sup>。

今後は、世界中で紙媒体とオンラインの母子手帳の共存がはかられることになるだろう。

母親の手書きの文字を見て高校生になった娘が感謝するといった、親と子どもの心理的な絆を強める母子手帳のもつ働きは紙媒体のよさである。また、家族全員で見ることができ、母親や父親が書き込むことができ、成人した子どもに直接手渡すことができるといった利点が挙げられる。一方、オンラインには、震災や津波などで母子手帳を破損、紛失したときもデータの複製ができるというセキュリティ・ネットの役割がある。また、新しいワクチンが導入されたときは、即時に最新の健康情報に上書きすることができる。映像や音声や多言語翻訳機能を使うことにより、視覚障害者や外国人などに容易に情報伝達ができ、多様性をもつ利用者に合わせた対応ができるのもデジタルの強みである。このように、アナログとデジタルを併用することにより、多様なニーズに対応できる母子手帳ができあがっている<sup>6)</sup>。

将来的には、日本語だけでなく多言語での紙媒体とデジタルの両立により、日本に在住する外国人の家族や、海外で暮らす日本人の家族にとってもアクセスしやすく活用できる母子手帳ワールドが広がっていくことを期待したい<sup>6)</sup>。

## 5. 個人情報保護と健康の権利

2018年10月の世界医師会(WMA)総会において、「母子手帳の開発と普及に関するWMA声明」が採択された。WMAは、医師会と医療専門職が、母子手帳を利用するように勧告するとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」を考慮し、誰一人取り残さないよう、とくに非識字者、移民家族、難民、

少数民族、行政サービスが十分届かない人々や遠隔地の人々のためにもこの手帳や同等のものが使われるべきであると謳っている。そして、「母子手帳は、母、新生児、および子どもの健康と福祉を向上させるためにのみ使用されるべきである。学校の入学手続きの際に使用すべきではない」と明記された<sup>8)</sup>。

わが国においても、幼稚園や小学校の入学試験の際に母子手帳の提示を求められるという理由で、子どもに都合の悪い医療記録は書かないで欲しいという要求が保護者から行われることがある。これらの保護者の要求を受け入れ、出産時のデータの記入を付度するような事態が生じると、母子手帳がもつ医療記録としての正確性が損なわれる。WMA声明の作成にあたり、米国医師会から、幼稚園や私立小学校などにおいて入学時に母子手帳をチェックするといった目的外使用は絶対に認めるべきではないという意思表示があった。わが国においても、健康に関する人権という視点から看過できない問題が生じた場合は、医療者側から教育現場にきちんとした形で異議申し立てを行うべきであろう。

## 6. 少数派への温かなまなざし

世界各国においても、外国人や少数民族を対象とした母子手帳を開発している国は、オランダ、韓国、タイ、米国ユタ州などに限られている。日本で暮らす外国人を対象とした母子手帳が開発されたのは、1992年であった。首都圏における外国人人口の急増を受け、東京都母子保健サービスセンター(当時)が日本語と外国語を併記する形の外国語版母子手帳を開発した。日本語の単なる翻訳ではなく、日本語と外国語を併記したことのメリットは大きかった。日本人の保健医療関係者は、外国語がわからなくても、日本語が併記されているので容易に母子手帳に記入できる。また、国際結婚した外国人と日本人の夫婦にとっては、お互いの母語で書かれているので記載内容をともに理解できるようになった。現在、外国語版母子手帳として、母子衛生研究会が発行している外国語・日本語併記の母子手帳は10言語(英語・ハングル・中国語・タイ語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・スペイン語・ポルトガル語・ネパール語)にのぼる<sup>6)</sup>。

一方、低出生体重児や障がいをもつ子どもにとって、母子手帳に掲載されている体重増加曲線や発達チェック項目はそのまま適用できるものではない。保護者にとっては、子どもの平均値と比べられることが苦痛の種となっている。また、現行の母子手帳の体重増加曲線の目盛は1 kgから始まっているので、超低出生体重児の保護者にとっては、母子手帳のグラフに記載さえできないつらい体験となっている。早急な改善を望みたい。

静岡県のリトルベビーハンドブックは、静岡県立こども病院のサークル「ポコアポコ」が中心になり、2010年に作成された。発達のページは、いつできるようになったかを書き込める表になっており、小さく生まれた赤ちゃん特有のゆっくりとした発達を焦らず楽しく記載することができる工夫がされている。2018年には静岡県版として作成され、ホームページで公開して、ほかの自治体でも活用できるようになった。

「ふたご手帖」では、多胎の妊娠・出産・育児の情報がかかれている「ふたご手帖」と、育児日誌、予防接種の記録、サポート体制などを記入することを通して子どもたちの成長を把握でき、親として振り返りながら育児ができる「記録ノート」がセットになっている。

ダウン症やそのほかの染色体が起因による障がいのある子どもの家族や支援者が集うインターネット上のコミュニティにより、「+Happyしあわせのたね」が作成された。家族が前向きに子育てできるように優しく寄り添い、大人になるまでの成長過程を記録していくことのできる実用的な手帳を作りたいと思うようになったのが出発点であった。日本ダウン症協会が2015年にパイロット版が作成され、2017年7月、正式に配布が開始された。

### 世界の母子手帳の新しい動き

世界では、日本発の母子手帳を導入するなかで、新しい発想による取り組みが行われている。2022年8月にカナダのトロントで開催された「第13回母子手帳国際会議」では、61の国や地域から1,000名をこえる参加者により母子手帳の新しい役割が討議された。

母子手帳はEDI(equity, diversity, and inclu-

sion)の原則を保健医療ケアのなかに取り入れることができる。すなわち、公平性(十分なサービスを受けていない人々に、質の高いケアへのアクセスを改善する)、多様性(ボトムアップのアプローチにより、文化的配慮のあるサービスを提供する)、包摂(低出生体重児、発達障がいなど、特定のニーズに対応した医療サービスを提供する)という特性をもっている。

いま世界では、単に健康を目指すのではなく、「健康とウェルビーイング(well-being: 身体的・精神的・社会的にイキイキとした状態)」を目標とすることが多くなった。母子手帳は、家庭内で母と子どもの健康とウェルビーイングを発展させるセルフケアツールであると認識されている。

このように母子手帳が世界に広がる過程のなかで、日本も大きな学びの機会を得ることができる。世界最高水準の母子保健サービスを提供してきた日本の母子手帳が新たにグローバルな発想を取り込むことにより、22世紀に通用する母子手帳を創り出し、持続可能な未来の発展につながる大胆な変革が生まれることを期待したい。

### 文 献

- 1) 厚生労働省: 令和3年簡易生命表 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life21/index.html>(2022年10月20日アクセス)
- 2) 渡邊洋子: 母子健康手帳の利活用に関する横断的研究. 令和3年厚生労働科学研究費補助金「母子健康手帳のグローバルな視点を加味した再評価と切れ目のない母子保健サービスに係る研究に関する研究(研究代表者: 中村安秀)」研究報告書, pp30-61, 2022
- 3) カー EH, 清水幾太郎(訳): 歴史とは何か. 岩波新書, 岩波書店, 東京, 1962
- 4) 厚生省児童家庭局母子衛生課(編): 日本の母子健康手帳. 保健同人社, 東京, 1991
- 5) 飯酒盃沙耶香, 中村安秀: 日本の母子手帳の歩み. 小児臨62: 833-840, 2009
- 6) 中村安秀: 日本の小児医療をグローバルに活かす: 世界に広がり変貌する母子健康手帳. 日小児会誌124: 1351-1360, 2020
- 7) 中村安秀, 後藤隆之介: SDGsと母子健康手帳の海外展開: 日本で生まれ世界で育つ. 小児臨74: 253-258, 2021
- 8) World Medical Association: WMA Statement on the development and promotion of a Maternal and Child Health Handbook. <https://www.wma.net/policies-post/wma-statement-on-the-development-and-promotion-of-a-maternal-and-child-health-handbook/>(2022年10月20日アクセス)